

小金井市長  
西岡 真一郎 様

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ（第4弾）

2020年5月1日  
日本共産党小金井市議団  
水上ひろし  
たゆ 久貴  
板倉 真也

「緊急事態宣言」が発令されて以降、「外出自粛」が強化され、一斉休校の長期化と在宅勤務の奨励などにより、日増しに市民の間にストレスと息苦しさが重くのしかかっています。人の流れが抑えられるなかで飲食業の売り上げは大幅に減少し、東京都の休業要請に応じた店舗や事業所含めて、家賃や従業員の人件費が払えないとの声が聞かれています。

「緊急事態宣言」は5月6日に終了する見込みがなく、現状の深刻な事態がどこまで続くのかさえ、まったく見えない状況となっています。いまこそ、市民の暮らし・営業を守るための小金井市の思い切った手だてが必要です。ぜひ、この申し入れを検討していただき、具体化されるよう切に求めるものです。

### 記

1. 新型コロナウイルスの感染不安に 대응するために、小金井市医師会の協力のもと、発熱外来、PCR検査センター、発熱相談窓口を早急に開設すること。感染軽症者のための宿泊施設を市内に確保すること。
2. 感染防止強化のために、市内の医療機関・介護事業所に防護服・アルコール消毒液を支給すること。
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々向けの緊急小口資金特例貸付、総合支援資金特例貸付の窓口となっている小金井市社会福祉協議会の体制強化に向けた支援策を講じること。
4. 児童手当の受給世帯や児童育成手当、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に、市独自の臨時給付金を支給するとともに、国など他の公的支援を受けることのできない、生活に困窮する子育て世代にも臨時給付金を支給すること。
5. 精神障がい者等の就労継続支援事業所B型では、感染防止対策として通所者の濃厚接触を避けるよう交代制にするなど努めている。工賃を支給することが前提となっているが、働き方などに制限を加えなければならず、工賃を払えるかどうかという状況となっている。現場の声を聞き、事業所・利用者に影響が生じないように、市が支援すること。
6. 中小企業の経済支援策として、マル経融資（金融公庫）の全額利子補給を行なうこと。
7. 中小零細の店舗・事業所の休業補償、家賃補助など市独自の経営支援策の実施、税や公共料金の

納入猶予などの情報の周知徹底、学校給食休止による関係事業者の独自支援を行なうこと。

8. 新型コロナウイルスへの感染またはその影響により収入が激減した国保加入者の国保税徴収猶予に関しては、過去の未納分に対しても徴収猶予を行なうなど、国保加入者の実情に沿った対応を行なうこと。

9. 国保税の増税を撤回し、負担軽減を行なうこと。

10. 「傷病手当金」は、国保税を納める自営業者が新型コロナウイルスに感染または感染の疑いで休業した場合にも支給できるように、規定の整備を行なうこと。

11. 小・中学校の休校長期化を想定し、日常的な児童・生徒への連絡や、必要に応じて家庭訪問を実施すること。状況を見ながら分散登校や学校再開を具体化すること。

12. 児童生徒の学習保障のため、教育環境の整備を具体化すること。その際、家庭におけるインターネット環境の有無による格差が生じないように手だてを講ずること。

13. 3月24日付の文科省事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」にもとづき、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度途中で就学援助の認定を必要とする場合は速やかに認定し、必要な援助を行なうこと。

14. 学校休校にともない、家庭での昼食費の負担が重くのしかかる事態となっていることから、就学援助受給者に対して、休校中の給食費相当分を上乗せ支給すること。あわせて、学校給食の実施もしくは給食(昼食)の提供を検討・具体化すること。

15. 4月22日から受付が始まった東京都感染拡大防止協力金の利用概要等を、インターネット環境を持たない中小企業及び個人事業主に紹介するための手だてをとるとともに、事業の要項や申請書を市役所や商工会窓口置くこと。および、専門家に確認してもらわなければ書類が準備できないような仕組みを改善するよう、東京都に要請すること。

16. 国のコロナ対策の一人10万円の特別定額給付金について、DV(ドメスティックバイオレンス)から避難している人への支給の仕方について、市内に該当者がいる場合は周知を遺漏なく行なうとともに、申し出期日の4月30日を過ぎた場合でも申出書を受理し、確実な対応を行なうこと。

17. 新型コロナウイルス感染対応地方創世臨時交付金および、同交付金の活用を前提とした支援策を盛り込んだ補正予算案を審議するための臨時議会を早急に開催するとともに、臨時交付金のさらなる増額を国に求めること。独自施策を盛り込んだ補正予算策定およびそれに沿った条例改正を行ない、そのための臨時議会を開催すること。

18. 緊急雇用対策として、企業等から採用の内定を取り消された新卒者および離職を余儀なくされたひとり親家庭を対象に、任用期間を来年3月末とする会計年度任用職員の募集採用を行なうこと。

19. 特別定額給付金対応のコールセンターが開設されるが、知覚障がい者、聴覚障がい者が支障なく申請できるように手だてをとること。

20. 5月2日(土)から6日(水)までの連休期間中に相談窓口を設け、生活保護や生活資金融資、東京都の給付金など、市民の不安や相談事に対応できる体制を確立すること。

以上。

